

# 令和4年度災害等準備金取崩金助成要項

## 1 趣旨

この要領は、大規模災害に備えて積み立てしている災害等準備金のうち、積立期間が3年を経過し取り崩した資金を活用し、防災・減災を目的とした事業等に助成するために必要な事項を定めるものとします。

## 2 対象事業

次の事業を助成対象とする。

### ① 防災・減災活動に必要な備品や資機材の整備

#### 【例】

- ・防災テント、発電機、投光器等非常用照明、防災ラジオ、倉庫の購入
- ・非常食等の備蓄、非常用持出袋の整備

### ② 防災活動の支援

#### 【例】

- ・災害ボランティアの養成研修、防災意識向上のための講習会の開催
- ・防災ハンドブックの作成

### ③ その他防災・減災のために必要と認められる事業

## 3 対象団体

次の団体（法人格の有無は問いません。）を対象とします。

- ・市町村社会福祉協議会
- ・社会福祉法人（社会福祉施設を経営）
- ・特定非営利活動法人（NPO法人）
- ・ボランティア団体、住民団体等

## 4 対象経費

次の費用を対象とします。

- ① 事業目的を達成するための会議費、研修費、報償費、旅費等
- ② 事業目的を達成するための車両、資機材の購入費

## 5 対象外経費

次の費用は対象としません。

- ① 団体運営に関わる管理経費
- ② 団体本来の活動に関する人件費
- ③ 団体運営上必要な機器、備品等の購入費
- ④ 飲食費又はそれに類する費用
- ⑤ 高額な交通費及び視察研修費

## 6 助成内容

助成率及び助成の上限額は、次のとおりとします。

### (1) 助成率

事業費の3/4以内

## (2) 助成の上限額

- ① 市町村社会福祉協議会、社会福祉法人 上限 100 万円
- ② NPO 法人、ボランティア団体、住民団体等 上限 30 万円

## 7 助成事業の実施期間

助成事業は、令和4年度で終了するものとします。

## 8 助成の審査

助成事業については、配分委員会の審査を経て決定します。

## 9 助成の手続き

### (1) 申請

助成を受けようとする者は、申請書（別紙様式1）に次の書類を添えて、別に定める日まで本会に提出するものとします。

なお、必要に応じて、審査に必要な書類の追加提出を求めることがあります。

- ① 定款、寄付行為、会則等
- ② 前年度の事業報告書及び決算書
- ③ 申請年度の事業計画書及び予算書
- ④ 見積書の写し（車両、備品、機材等の購入の場合）
- ⑤ カタログ（車両、備品、機材等の購入の場合）
- ⑥ 参考資料（団体の活動が分かるパンフレット、チラシ等）

### (2) 助成決定

助成決定したときは、速やかに決定通知書を申請者に送付し、助成金を交付するものとします。

### (3) 変更申請

助成を受けた後、事業内容を変更しようとするときは、変更申請書（別紙様式2）に必要な書類を添えて本会に提出するものとします。

### (4) 事業完了後の報告

事業完了後1ヶ月以内に事業報告書（別紙様式2）を提出するものとします。

## 10 助成の取消し及び返還

次のいずれかに該当するときは、助成を取り消し、又は助成金の全部若しくは一部を返還させることがあります。

- (1) 助成事業を中止したとき
- (2) 助成金を指定した事業に使用しないとき
- (3) その他本会の指示に反し不相当と認めたとき

## 11 その他

助成については、この要領によるほか、本会の共同募金助成要綱の定めるところによります。